

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社デルタ自動車教習所

第1 求 人

- 1 当所は、第4の6に規定する取扱職種の範囲等において、いかなる求人の申し込みに
についても、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通
常の労働条件と比べて著しく不適當である場合を除き、これを受理します。
- 2 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、
お申し込みください。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ
所定の求人票により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要がある
為、求人票による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ郵便、電話、
ファックス又は電子メール等の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 当所は、第4の6に規定する取扱職種の範囲等において、いかなる求職の申し込みに
についても、その申し込みの内容が法令に違反する場合を除き、これを受理します。
- 2 求職の申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票にてお申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職者には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御
希望と能力に応ずる職業に速やかに就いて頂く事ができるよう、極力お世話致します。
- 2 求人者には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者に対し、紹介において従事する事となる業務の内容、賃金、
労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、又は希望される場合には電子メ
ールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要がある為、あら
かじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそ
れらの方法以外の方法により明示します。
- 4 求職者に求人を紹介する場合には、紹介状を発行します。
- 5 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 当所は、労働争議に対する中立の立場をとる為、同盟罷業又は作業閉鎖の行われてい
る間は、求人者に紹介を致しません。

- 7 職業紹介が成功した場合は、求人者及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を請求させていただきます。
- 8 紹介手数料については、求職者の自己都合による退職の場合、就職後1ヶ月未満なら全額を返金、また1ヶ月以上6ヶ月未満の場合には半額を返金させていただきます。
詳細は、基本契約書をご確認ください。

第4 その他

- 1 当所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
- 2 当所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から当所に対して、その報告をしてください。
- 3 当所の職業紹介により、期間の定めのない労働契約を締結された場合は、当該労働者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当所に対して報告してください。
- 4 当所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- 5 当所が広告等により求人等に関する情報を提供する場合は、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。又、当該情報について正確かつ最新の内容に保つ為、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当所が当該情報について正確、最新でない事を確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する、又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 6 当所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取り扱いは一切致しません。
- 7 当所の取扱職種の範囲等は、国内における全職種です。
- 8 当所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、当所の業務は、すべて職業安定法及び関係法令並びに関係通達に基づいて運営致します。
ご不審な点は、担当者におたずねください。

令和 4年10月 1日

代表者 臼井庸浩